

平成 28 年 12 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(平成 28 年 12 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 88 号	湖西市民会館条例を廃止する条例制定について
議案第 89 号	湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について
議案第 90 号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例制定について
議案第 91 号	湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議案第 92 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 93 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 94 号	湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 95 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 96 号	湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 97 号	湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 98 号	工場立地法第 4 条の 2 第 2 項に規定する準則を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 99 号	湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

15 番 牧野考二

16 番 中村博行

平成 28 年 12 月 19 日

湖西市議会議長 二橋益良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から1月6日までの19日間とする。

平成 28 年 12 月 19 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 88 号

湖西市民会館条例を廃止する条例制定について

湖西市民会館条例（昭和 48 年湖西市条例第 30 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市民会館条例を廃止する条例

湖西市民会館条例（昭和 48 年湖西市条例第 30 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 89 号

湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例制定について

湖西市勤労青少年ホーム条例（昭和 48 年湖西市条例第 2 号）を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

湖西市勤労青少年ホーム条例（昭和 48 年湖西市条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例制定について

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、湖西市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）における教育課程に係る教育時間終了後等の保育を必要とする者に対する教育活動及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業（以下これらを「一時預かり」という。）の実施並びに一時預かりの利用に係る費用（以下「一時預かり保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開園日 幼稚園における教育課程に係る教育を実施する日
- (2) 休園日 幼稚園における教育課程に係る教育を実施しない日
- (3) 休日等 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日並びに 8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日
- (4) 長期休園日 幼稚園における学年始、夏季、冬季又は学年末の休園日（休日等を除く。）
- (5) 保育認定子ども 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条

第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（同法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいい、同法第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設及び児童福祉法第 59 条の 2 に規定する認可外保育所のいずれにも在籍しておらず、かつ、子ども・子育て支援法第 7 条第 5 項に規定する地域型保育を利用していない者（保護者が求職活動中又は育児休業中である場合を除く。）に限る。）

（一時預かりの実施）

第 3 条 教育委員会が規則で定める幼稚園において、次に掲げる一時預かりを実施する。

- (1) 幼稚園に在籍する幼児（以下「園児」という。）に対し、当該園児が在籍する幼稚園において当該幼稚園の開園日の教育時間終了後に行う一時預かり（以下「開園日一時預かり」という。）
- (2) 園児に対し、長期休園日に行う一時預かり（以下「長期休園日一時預かり」という。）
- (3) 保育認定子どもに対し、休日等を除く日に緊急的に行う一時預かり（以下「緊急一時預かり」という。）

2 前項の規定にかかわらず、災害その他の教育委員会が規則で定める場合には、一時預かりは実施しない。

3 一時預かりを実施する時間は、教育委員会が規則で定める。

（一時預かりの対象者）

第 4 条 開園日一時預かりの対象者は、保護者の就労、疾病、家庭の事情等により開園日一時預かりを必要とする園児（開園日一時預かりを実施する幼稚園に在籍する者に限る。）とする。

2 長期休園日一時預かりの対象者は、保護者の就労、疾病、家庭の事情等により長期休園日一時預かりを必要とする園児（学年始休園日に行う長期休園日一時預かりにあつては、当該長期休園日一時預かりを実施する日の属する年度の初日の前日における年齢が 3 歳である者を除く。）とする。

3 緊急一時預かりの対象者は、湖西市に住所を有する保育認定子どもであつて、保護者の就労、疾病等により保育を必要とするものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一時預かりの対象としない。

- (1) 感染症にかかっていると認められる者
- (2) 負傷又は疾病により入院治療を受ける必要がある者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、一時預かりを利用させることが適当でないとして教育長が認めた者

(一時預かり保育料)

第5条 一時預かり保育料は、別表のとおりとする。

(一時預かり保育料の免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、一時預かり保育料を免除することができる。

2 前項に規定する一時預かり保育料の免除に関する市長の権限は、教育委員会に委任する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、一時預かりの実施及び一時預かり保育料の免除について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(湖西市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

2 湖西市立幼稚園保育料等徴収条例(平成27年湖西市条例第14号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市立幼稚園保育料徴収条例

第1条中「及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業(第3条第2項において「一時預かり」という。)の利用に係る費用(第3条において「一時預かり保育料」という。)(第4条及び第5条において「保育料等」という。)」を削る。

第3条を削る。

第4条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「保育料等」を「保育料」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「保育料等」を「保育料」に改め、「教育委員会が」の次に「規則で」を加え、同条を第4条とする。

(湖西市立保育所条例の一部改正)

3 湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「一時預かり事業」の次に「（次項において「一時預かり」という。）」を加え、同項第 1 号中「3 歳未満児」を「3 歳未満の児童」に改め、同項第 2 号中「3 歳以上児」を「3 歳以上の児童」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項各号に掲げる年齢は、一時預かりを実施した日の属する年度の初日の前日における年齢とする。

別表（第 5 条関係）

区分	一時預かり保育料
開園日一時預かり	月単位 10,000 円
	臨時 1 時間につき 250 円
長期休園日一時預かり	1 日につき 1,000 円
緊急一時預かり	午前 7 時から午後 6 時までの利用 3 歳以上の保育認定子ども 1 日につき 1,000 円 3 歳未満の保育認定子ども 1 日につき 1,800 円
	午後 6 時から午後 7 時までの利用 30 分につき 100 円

備考 この表における年齢は、一時預かりを実施した日の属する年度の初日の前日における年齢とする。

議案第 91 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 10 条の 2 第 7 条第 2 項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。）において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用し、かつ、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 92 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、戸籍に関する証明を請求するもの及び戸籍に関する証明に代えて住民票の記載事項の証明を請求するもの

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項（第 1 号を除く。）の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するものをいう。）を利用する申請又は請求については、手数料を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条に 1 項を加える改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「100 分の 80」を「100 分の 90」に改め、同項第 2 号中「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」に改める。

附則第 6 項中「100 分の 1.2」を「100 分の 1.35」に、「100 分の 80」を「100 分の 90」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500

29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500	

63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	445,800	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	446,100	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	446,400	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	446,700	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	447,100	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	447,400	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	447,700	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	448,000	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	448,400	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	448,700	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	449,000	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	449,300	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	449,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	450,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	450,300	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	450,600	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800		392,500			
95		294,400	342,300		392,800			
96		294,800	342,700		393,000			

97		295,000	342,800		393,200				
98		295,300	343,300		393,500				
99		295,700	343,700		393,800				
100		296,100	344,000		394,000				
101		296,300	344,300		394,200				
102		296,600	344,700		394,500				
103		297,000	345,100		394,800				
104		297,300	345,500		395,000				
105		297,500	346,000		395,200				
106		297,800	346,400		395,500				
107		298,200	346,800		395,800				
108		298,500	347,200		396,000				
109		298,700	347,700		396,200				
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700

30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400

64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		

98	284, 400	316, 500	349, 700	367, 400		
99	285, 000	317, 100	350, 200	367, 900		
100	285, 900	317, 800	350, 600	368, 400		
101	286, 700	318, 200	351, 100	369, 000		
102	287, 500	318, 800	351, 500	369, 500		
103	288, 300	319, 400	352, 000	370, 000		
104	289, 100	320, 000	352, 400	370, 400		
105	289, 800	320, 400	352, 700	371, 000		
106	290, 300	320, 900	353, 200	371, 500		
107	290, 800	321, 400	353, 600	372, 000		
108	291, 300	321, 900	353, 900	372, 500		
109	291, 500	322, 300	354, 400	373, 100		
110	291, 800	322, 700	354, 900	373, 500		
111	292, 000	323, 000	355, 400	374, 000		
112	292, 400	323, 300	355, 900	374, 500		
113	292, 700	323, 700	356, 400	375, 100		
114	292, 900	324, 100	356, 900			
115	293, 300	324, 500	357, 400			
116	293, 600	324, 800	357, 800			
117	293, 900	325, 000	358, 200			
118	294, 200	325, 300	358, 600			
119	294, 500	325, 700	359, 100			
120	294, 900	325, 900	359, 600			
121	295, 200	326, 100	360, 000			
122	295, 600	326, 400	360, 500			
123	295, 900	326, 700	361, 000			
124	296, 300	327, 000	361, 500			
125	296, 500	327, 200	361, 800			
126	296, 700	327, 500				
127	297, 000	327, 900				
128	297, 400	328, 100				
129	297, 600	328, 200				
130	297, 900	328, 500				
131	298, 300	328, 900				

132	298, 700	329, 100				
133	298, 900	329, 400				
134	299, 200	329, 800				
135	299, 600	330, 200				
136	299, 900	330, 600				
137	300, 100	330, 900				
138	300, 400	331, 300				
139	300, 800	331, 700				
140	301, 100	332, 100				
141	301, 300	332, 400				
142	301, 700	332, 800				
143	302, 100	333, 100				
144	302, 400	333, 500				
145	302, 500	333, 800				
146	302, 800	334, 200				
147	303, 100	334, 600				
148	303, 500	335, 000				
149	303, 700	335, 300				
150	303, 900	335, 700				
151	304, 200	336, 100				
152	304, 500	336, 500				
153	304, 900	336, 800				
154	305, 100					
155	305, 300					
156	305, 600					
157	305, 900					
158	306, 200					
159	306, 500					
160	306, 800					
161	307, 200					
162	307, 500					
163	307, 800					
164	308, 100					
165	308, 500					

	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、訪問看護ステーションに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 湖西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第6項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湖西市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第6項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第6項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は平成28年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 94 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和 43 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 217.5」を「100 分の 227.5」に改める。

第 2 条 湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 202.5」を「100 分の 207.5」に、「100 分の 227.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の湖西市特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 95 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 96 号

湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 39 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 97 号

湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市新居地域センター条例（平成 22 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市新居地域センター条例の一部を改正する条例

湖西市新居地域センター条例（平成 22 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書及び第 5 条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第 6 条第 1 号中「認めた」を「認める」に改め、同条第 3 号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により地域センターの使用の許可（以下「使用許可」という。）をする場合においては、条件を付することができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（入館の制限）

第6条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

第7条第1項を削り、同条第2項中「地域センターの」を削り、「前項」を「速やかに別表」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

第8条第2号中「使用承認」を「使用許可」に、「認めた」を「認める」に改める。

第9条の見出し中「使用权の譲渡」を「目的外使用、使用权譲渡」に改め、同条中「使用する権利を譲渡し、又は」を「使用許可の目的以外の目的で使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（造作上の制限）

第9条の2 使用者は、地域センターを使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第10条中「次」を「使用者が次」に、「使用の承認」を「使用許可」に改め、同条第1号中「使用者が」を「この条例又は」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。

第10条に次の3号を加える。

- (3) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 第6条第1項各号に該当したとき。

(5) 使用許可の条件に違反したとき。

第 11 条第 1 項中「使用の許可」を「使用許可」に改める。

第 12 条に次の 1 項を加える。

- 2 第 10 条の規定に基づく使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、市は賠償の責を負わない。

別表 2 階の部南中会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 98 号

工場立地法第 4 条の 2 第 2 項に規定する準則を定める 条例の一部を改正する条例制定について

工場立地法第 4 条の 2 第 2 項に規定する準則を定める条例（平成 27 年湖西市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

工場立地法第 4 条の 2 第 2 項に規定する準則を定める 条例の一部を改正する条例

工場立地法第 4 条の 2 第 2 項に規定する準則を定める条例（平成 27 年湖西市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項に規定する準則を定める条例

第 1 条及び第 3 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 99 号

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例制定について

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 20 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例

湖西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 100 号

静岡県市町総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）を次のとおり変更する。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

静岡県市町総合事務組合同規約（平成 18 年 3 月 23 日市行第 581 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「裾野長泉清掃施設組合」の次に「、富士山南東消防組合」を加える。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設 の 名 称 | 湖西運動公園
湖西市北部地区運動広場
湖西市梶田多目的運動広場
湖西市みなと運動公園
湖西市新居スポーツ広場公園
湖西市勤労者体育センター |
| 2 指 定 管 理 者 | 湖西市吉美 830 番地の 1
特定非営利活動法人 湖西市体育協会
会長 菅 本 利 隆 |
| 3 指 定 の 期 間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度湖西市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 413,605 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,367,893 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,966,125	122,780	11,088,905
	2 固定資産税	5,451,476	122,780	5,574,256
14	国庫支出金	2,779,135	243,949	3,023,084
	1 国庫負担金	1,686,806	17,000	1,703,806
	2 国庫補助金	1,054,655	226,949	1,281,604
15	県支出金	1,198,900	46,876	1,245,776
	1 県負担金	674,974	8,500	683,474
	2 県補助金	417,331	38,376	455,707
	歳 入 合 計	21,954,288	413,605	22,367,893

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	187,867	1,187	189,054
	1 議会費	187,867	1,187	189,054
2	総務費	2,872,949	13,647	2,886,596
	1 総務管理費	2,326,834	11,834	2,338,668
	2 徴税費	338,392	668	339,060
	3 戸籍住民基本台帳費	108,125	695	108,820
	4 選挙費	63,350	227	63,577
	5 統計調査費	9,811	59	9,870
	6 監査委員費	26,437	164	26,601
3	民生費	6,196,767	165,023	6,361,790
	1 社会福祉費	2,937,197	169,898	3,107,095
	2 児童福祉費	2,856,505	△5,189	2,851,316
	3 生活保護費	402,724	314	403,038
4	衛生費	3,499,935	11,082	3,511,017
	1 保健衛生費	691,997	10,373	702,370
	2 清掃費	1,746,781	709	1,747,490
5	労働費	78,108	658	78,766
	1 労働諸費	78,108	658	78,766
6	農林水産業費	301,325	40,488	341,813
	1 農業費	292,352	40,488	332,840
7	商工費	569,206	2,172	571,378
	1 商工費	569,206	2,172	571,378
8	土木費	3,136,802	162,417	3,299,219
	1 土木管理費	106,097	△1,227	104,870
	2 道路橋梁費	341,004	161	341,165
	3 河川費	58,301	59	58,360

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	2,499,897	162,278	2,662,175
	5 住宅費	100,051	1,146	101,197
9	消防費	1,409,382	5,336	1,414,718
	1 消防費	1,409,382	5,336	1,414,718
10	教育費	2,006,524	11,595	2,018,119
	1 教育総務費	437,718	1,578	439,296
	2 小学校費	246,024	△1,024	245,000
	3 中学校費	211,443	4,661	216,104
	4 幼稚園費	459,192	1,469	460,661
	6 社会教育費	366,837	3,704	370,541
	7 保健体育費	285,310	1,207	286,517
歳 出 合 計		21,954,288	413,605	22,367,893

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民会館解体事業	平成28年度～平成29年度	310,000
情報セキュリティ強化対策事業	平成28年度～平成34年度	77,812
合 計		387,812

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 28 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 511 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,616,160 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	887,286	511	887,797
	1 一般会計繰入金	887,286	511	887,797
	歳入合計	1,615,649	511	1,616,160

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	875,532	511	876,043
	2 事業費	512,932	511	513,443
	歳出合計	1,615,649	511	1,616,160

議案第 104 号

平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 28 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,125,824 千円	694 千円	1,126,518 千円
第 1 項 営業費用	1,052,769 千円	694 千円	1,053,463 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 554,471 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 554,626 千円」に、「建設改良積立金 206,757 千円」を「建設改良積立金 206,912 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	565,637 千円	155 千円	565,792 千円
第 1 項 建設改良費	398,139 千円	155 千円	398,294 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	97,028 千円	849 千円	97,877 千円

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 105 号

平成 28 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 28 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 病院事業費用	3,834,718千円	9,322千円	3,844,040千円
第 1 項 医業費用	3,702,760千円	9,273千円	3,712,033千円
第 2 項 医業外費用	127,907千円	49千円	127,956千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,949,390 千円	9,322 千円	1,958,712 千円

平成 28 年 12 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士